

東京

きたほうりつ

2025年
第44号
新春

発行 東京北法律事務所 114-0022 東京都北区王子本町 1-18-1 北法ビル4階 電話 03-3907-2105 (代表) FAX 03-3907-2183
<https://kitahou.bengo-shi.com/>



あけましておめでとうございます

東京都北区十条台にある北区立中央公園内に、この写真の中央公園文化センターがあります。

この建物は、戦前の陸軍東京第一造兵廠の本部として昭和5年に建てられました。戦後は、米軍に接収され、米軍施設として使用されていました。戦前、戦中、そして戦後もベトナム戦争などと密接に関わってきましたが、その後の多くの市民の運動を経て、当地は日本に返還されました。この建物は、築100年近く経っており、その背景も含めて強く感じる歴史的遺構となります。

皆様のさらなるご健勝とご多幸をお祈りします。

2025年 元旦

東京北法律事務所

弁護士 坂田 洋介 弁護士 金井 知明 弁護士 菊間 龍一
事務局一同

御案内

業務時間 10:00～18:00

(土・日・祝日は休み)

トピックス

- 東京都と裁判所の間 ～北区志茂一丁目・補助八六号線～
- 遺産分割でモメないために
- 知っておくと安心! 借地契約でよくある相談
- 原発被害者訴訟の現状 ～国の法的責任を問うたたい～

2
4
5
6

東京都と裁判所の闇

～北区志茂一丁目・補助八六号線～

一 住民敗訴

北区志茂一丁目を東西に横断する都市計画道路（補助八六号線）について、その事業認可決定の取消を求める訴訟の上告審が終わりました。上告棄却及び上告不受理の原告住民敗訴の決定が昨年二月一四日に出されました。

その上告の前提となる控訴審判決はあまりにも杜撰な内容でした。端的に言えば「東京都が結論としてOKと言っているので、具体的な根拠を示さなくても適法です。」とするものでした。

そのため、住民としては最高裁に期待しましたが、最高裁に良心はありませんでした。

二 杜撰な控訴審判決

①道路を作る時点での必要性・合理性を「事実上不要」としたこと

補助八六号線の都市計画の必要性・合理性が判断されたのは、昭和四一年（一九六六年）の変更決定時でした。そして、その際の必要性・合理性の根拠の中心は「交通の円滑化」でした。

しかし、その後において東京都は、この補助八六号線の「交通の円滑化」の必要性・合理性は失われたとしました。

そのため、普通感覚であれば、その道路計画は白紙に戻すべきと感じるはずですが、都市計画法の趣旨からそのような考えるべきものでした。実際にも、東京都以外の自治体では、時間の経過により、その必要性・合理性が失われたとして、白紙にされた道路計画は数多く存在しました。

ところが、東京都は、昭和四一年当時では全く検討もされていなかった「延焼遮断帯（地域の火災をその道路で止める）」としての必要性を後付けの根拠にして、「だから必要性は維持される」としました。

もっとも、その「延焼遮断帯」としての必要性が本当に存在するのであれば、住民も受け入れます。

しかし、具体的なシミュレーションからその必要性は全く存在しないことが明らかになりました。またその必要性がないことは東京都や国の資料に基づく基本的な考え方からも根拠付けることができるものでした。

そもそも「延焼遮断帯」の政策は昭和五〇年代に国が作成し、それが東京都などに広がったものでした。

その政策の基本は、「最終目的は街全体の不燃化であるが、それには時間がかかるので、それまでは延焼遮断帯を設置して、延焼を防ぐ」というものでした。

つまり、街全体の不燃化が進んでい

れば延焼しないので、道路を「延焼遮断帯」とすることは不要であり、国や東京都の資料にもその趣旨が記載されていた。

ところが、現在の東京都の基準には、「街全体の不燃化が進めば、延焼遮断帯として不要とする」という基準が一切ありません。極端な例ですが、その地域全てが鉄筋コンクリート造りの建物になっても「延焼遮断帯」は不要とはならないのです。本件訴訟においても、東京都は、「延焼遮断帯」を不要とする基準の有無や、今回必要と判断した具体的な根拠などを「一切」回答しなかったのです。

ちなみに、国や東京都の資料からは、不燃領域率・地域の燃えない面積の割合が七〇％を超えると延焼はなくなるとされています。

そして、この補助八六号線の沿道の不燃領域率を算出したところ、道路工事を許可した時点で、ほぼ七〇％でした。しかも、建物の新築が活発に行われている地域のため、その後数年で七〇％を大幅に超えることが明らかな状況でした（実際にも大幅に超えました）。

控訴審において、これらの事実を具体的に根拠とともに示したものの、高裁の裁判官は、この住民の主張を否定も肯定もせず、端的に言えば「東京都が結論として必要と言っているのを認める」とするのみでした。東京都の当時の判断内

容を具体的に検討することもなく、東京都の「結論」のみを盲目的に追従するものでした。

この裁判所の態度は、結果として「東京都は具体的な検討をしない方が勝てる」「裁判所に具体的な説明をしない方が勝てる」ということを示すものでした。裁判所が人権擁護の最後の砦としての役割を放棄するものであり、実質的な三権分立制度をも否定するものでした。

②住民の中心かつ重要な主張を無視したこと

住民は、近年における重要判決である東京高等裁判所判決（二〇一八年二月二〇日、「外環の二控訴審判決」）を根拠に、東京都は、本件事業認可時点（実際の工事を認めた時点）に、都市計画の必要性・合理性を判断しなければならず、裁判所は「その判断が、認可の時点を基準として、重要な事実の基礎を欠く場合、又はその内容が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くと認められる場合」に裁量権の逸脱濫用があったものとして、本件事業認可処分が違法となる、と主張していました。

なお、この考え方は、本件とは異なりますが、都市計画決定または変更決定時点に関する最高裁判決（二〇〇六年十一月二日、「小田急最高裁判決」と

同様の論理です。

この外環の二控訴審判決に基づく主張の肝は「東京都の具体的な判断内容を明らかにして、その判断がきちんと行われていたかを裁判所が審査しなければならない」とすることにあります。

しかし、前述の通り、本件の東京高等裁判所は、東京都の判断内容を明らかにすることも、その判断内容を具体的に審査することも行いませんでした。

裁判所が住民の主張を無視したことはおそらく、この裁判所の「何の審理も行わないよ」という態度をとるにあたって、この住民の主張が邪魔であったからではないかと考えています。

つまり、この住民の主張が正当なものであり、その否定の論理が難しいため、「そもそもそんな主張はなかった」としたのではないかと考えています。

三 住民の思い

この補助八六号線は、現状の生活道路（※写真）を拡幅し、交通量も増えるものですので、地域住民の生活への影響は計り知れません。

もともと、そのような影響は、何の問題もない通常の道路整備においても生じうるものです。そのため、住民はどのような影響のみを問題にしているのではありません。



この道路拡幅により、たとえば渋滞緩和や周辺地域の利便性が上がるなどの何かしらの利点があるのであれば、住民として受忍することも可能でした。

しかし、前述の通り、この補助八六号線には何の利点もありません。

そのため、訴訟自体は終了しましたが、それで納得したり、諦めた住民はほとんどいません。

四 おそらく東京都も困っている

北区志茂一丁目は戦前から存在する古い街並みです。

そのため、補助八六号線の対象地域内には、境界が不明確な土地が数多く

存在します。

また、拡幅前の現状の道路の半分ほどは、公道ではなく、私道（個人所有）であるところ、その私道内の境界も不明です。また、その所有者の中には、名義が変更されず、もはやその相続人も調査不能な状況（つまり、所有者が分からない）も存在します。

そのため、事実上、東京都による買収が困難となっています。そして、前記の境界や相続は時間が経てば経つほど解決が困難となります。

このため、訴訟が住民敗訴で終了したにも関わらず、その後も東京都は特段の動きを示していません。

上告棄却等から約一年が経過しましたが、それ以前からの膠着状態は全く変わらなままです。

五 今後について

本件訴訟において最後まで争った住民は何も諦めていません。

自分たちの生活を守るため、多くの住民が最後までたたかう意思を持ち続けています。

（坂田）

遺産分割で

モメないために

裁判所の統計によれば、二〇二三年の遺産分割協議の調停申立件数は、一万五七五〇件で、増加傾向にあるようです。

相続に関する様々な案件を取り扱っていますが、遺産分割においては、「遺産」の多い少ないにかかわらず争いになることはよくあります。以下のような点が原因となつて、話し合いがまとまらないことが多いです。

生前から相続人の仲が良くない

そもそも相続人間の仲が良くないケースでは、円満な話し合いができず、遺産分割の話し合いがまとまらないことがあります。

遺産の評価が分かれる・遺産の換価ができない

預貯金や有価証券であれば、その価値を評価することは簡単です。しかし、不動産については、評価額について意見が分かれることが少なくありません。また、そもそも価値が乏しく売却できないような不動産については相続人が押しつけ合つて、誰が相続するかで揉めることもあります。

遺産の処分をめぐる争い

実家を残したい人と、実家を売却して

お金に換えたい人が対立することがあります。実家を相続する人が代償金を支払えばいいのですが、その資金が準備できない時は、話をまとめるのが困難になります。

相続人の一人が介護をしていた

相続人の一人が介護をしていたケースでは、介護の負担をしていたことを理由に、法定の相続分どおりに分割することが不公平との主張がなされることがあります。寄与分として主張することも考えられますが、多くの場合は認められるのは難しいのが現状です。

同居をしていたケース

相続人の一人が、親と同居しているような場合、同居していなかった相続人から、自分は家賃を払っているのに無償で親の家に住み続けていて不公平だとの主張がなされることもあります。特別受益として主張されることがありますが、この主張も通常は認められません。

他にも、同居していた相続人が、親の財産を管理して使ってしまったのでは、もしくは、親から生前にお金をもらっているのではとの疑念を抱き、相続人同士が対立することがあります。

相続の話がまとまらず、家族関係が悪化してしまうと、なかなか当事者での解

決が難しく、家庭裁判所で調停や審判手続により解決を目指すことが多いです。解決までにそれなりの期間が必要で、長いケースでは、数年かかってしまうこともあります。

このような、相続が発生した後のトラブルを回避するためには、生前から相続の方針を家族で話し合い、もしくは話し合いまでもしなくとも遺言を残すことが大事です。

例えば、遺言を作成し、介護をしてくれた相続人が取得する遺産の割合を増やすことや、実家を守ってもらえる相続人に自宅不動産を相続させることが考えられます。

遺言を作成し、取得させる財産のバランスを考慮した内容にすることや、遺言に付言として相続に関する考えを記載することにより、トラブルが避けられることもあります。

相続に関する準備などについて（すでに相続が発生している場合でも構いません）お困りごとがあればお気軽にご相談ください。

（金井）



知っておくと
安心!



借地契約でよくある相談

北区は借地が多いと言われていま
す。事務所にも、借地に関する相談が
よくあります。

地代の増額・減額、契約の更新、借
地上の建物の建直し、借地権の処分、
立退きなど様々な相談があります。

今回は、地代、立退き、借地権の処
分について簡単に説明します。

1 地代の増額・減額に ついて

「地代を増額（減額）したい」とい
われたことはありませんか。相手の要
求のまま増額（減額）に応じたこの話
を聞くこともありますが、要求があつ
たからといって、応じる必要はありま
せん。地代を決めた時と比べて、土地
の価格や固定資産税が変動していれ
ば、地代を変更する一つの要素になり
ますが、地代の増減は、まずは双方の
合意のもとで、決まるものです。話し
合いで結論が出なければ調停、それで
も決まらなければ訴訟という順序で最
終的な地代が決まります。相手から地
代について話があったときに、金額に
納得ができないのであれば、まずは、
理由を聞いて、話し合いをするのが大
事です。

2 立退きの問題

地主側が土地を売却して地主側が交
代した時、もしくは契約期間の満了を
きっかけに立退きを要求されることが
あります。まず、契約期間中であれば、
地主側が変わっても、借地人側との合
意が無ければ立退きは認められませ
ん。また、契約期間が満了した場合に、
更新の契約書を交わさなくても、借地
上の建物を使用し続けられれば、借地契約
は法定更新されます。また、期間満了
時に立退きが認められるには「正当事
由」が必要となります。

「正当事由」が認められるかどうか
は、双方の事情、これまでの経過、建
物の利用状況や立退料などを踏まえて
決まります。ですから、まずは、立退
きを求められても、事情を確認して対
応しましょう。

3 借地上の建物の売却に ついて

借地権を相続した場合など、借地上
の建物売却しなければならぬ時が
あります。この場合、借地上の建物と
一緒に借地権もセットで譲渡すること

になりますので、地主側の承諾が必要
となります。地主側の承諾を得ずに借
地権を譲渡すると借地契約を解除され
る可能性がありますので、承諾が無い
まま売却はできません。

借地上の建物の売却を検討する時
は、買主を探すとともに、地主側に買
い取ってもらう事も考え、交渉を進め
ていきます。第三者に売却する時は、
承諾料が必要で、借地権価格の10%
程度が一つの目安となります。

借地上の建物の売却について地主側
の承諾が得られない場合は、裁判所に
地主の承諾に代わる許可（代諾許可）
を求める申立てを行います。裁判所が
一定の承諾料の支払を前提に譲渡承諾
の決定をすることもありますが、裁判
手続の中で和解により解決に至ること
もあります。

借地契約は、当事者が変わるタイミ
ングや、期間満了時にトラブルになる
事があります。あわてずに対応する事
が肝要ですので、ご参考にしてみてく
ださい。

（金井）



原発被害者訴訟の現状

～国の法的責任を問うたたたかい～

不当な六・一七最判

福島第一原発事故が起きてから、避難者による集団訴訟が全国で約三十件も起こされています。私たちの主な目的は、原発事故による被害の完全賠償と国・東京電力の加害責任を明らかにすることです。

事故から十年以上が経過するうちに、各地の原告団・弁護団の成果もあり、一部の地域の賠償問題については、一定の前進がありました。しかし、国の加害責任すなわち国家賠償法上の違法の責任を問う訴訟については、二〇二二年六月十七日、最高裁によって国の責任を否定する不当判決が下されてしまいました。

もっとも、全国の原告団・弁護団

は、この不当判決に屈しないたたかいを続けています。

いわき市民訴訟の上告不受理

前号（二〇二四年第四三号）に掲載したとおり、いわき市民訴訟に対する仙台高裁判決は、過去の最高裁判例によって確立された判断手法に則って、国が規制権限を行使すべき義務を違法に怠ったことは重大な義務違反であり、その不作為の責任は重大であるとまで判定しました。ところが、とられる防護措置の内容によつては必ずしも原発事故を回避できたはずであると断定することはできないとして、国の責任を認めた地裁判決を破棄してしまつたのです。その判決文を読

んだ弁護団からは、まるで途中から別人が判決を書いたかのようなだとの声も聞きました。

そこで、原告団・弁護団は、最高裁に対して上告及び上告受理申立てを行い、自らその判断の誤りを正すことを求めました。原告団・弁護団は、六・一七最判が改められるべきであるという一二名の学者の意見書と五通の補充書を提出し、六・一七最判の誤りを繰り返し主張してきました。また、全国から集まった多くの署名を携えて、六・一七最判を見直すために弁論を開くよう、何度も要請行動を行ってきました。

しかし、二〇二四年四月二一日、弁護団宛てに本文二頁の決定書が届きました（決定は一〇日付）。「本件を上告審として受理しない。」上告審で受理する理由があるという

行政法学者出身の宇賀克也裁判官の反対意見があるものの、最高裁で弁論は開かないという「門前払い」決定でした。

六・一七最判と司法の劣化

六・一七最判後の各地の下級審判決は、惨憺たるものでした。

これまで各地の原告団・弁護団は、予見可能性、結果回避可能性、因果関係といった緻密な主張立証に力を入れてきました。ところが、六・一七最判後の下級審の多くは、これらの争点について事実認定や法的

評価をろくにすることなく、最高裁と同じ理由だけを述べて国の責任を否定しました。中には、六・一七最判を文字通り「コピペ」するだけのものもある有様でした。

憲法七六条三項は、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」と定めています。たとえ最高裁判決だとしても、それが誤っていると思えば、独立した裁判官としてそれと異なる判断をすることができずし、そうすることが裁判官の職責でもあります。これらの下級審判決については、独立した裁判官として判断を下すという職責を放棄したものであるという非難を免れません。

国民の怒りが 最高裁を困む

職責を放棄する裁判官とその元凶となった六・一七最判に対し、国民の怒りが爆発しました。

二〇二四年六月一七日、全国各地

の原告団・弁護団・支援団体の約一〇〇〇名が手をつないで最高裁判所を囲み、怒りの抗議活動を行いました。最高裁を「人間の鎖（ヒューマンチェーン）」で完全に包囲したのは前代未聞のことではないかとも言われています。また、各地で奮闘している原告団・弁護団も、国の責任を問うてたたかっているのは自分たちだけではないのだということを確認し、新たに団結を深めることにもなりました。

国の責任を問い続ける

前々号（二〇二三年第四二号）でも触れましたが、私は、浪江町津島地区の住民がふるさとの原状回復を求める「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」の弁護団も務めています。津島訴訟は、国・東京電力に対し、ふるさとの原状回復すなわち津島地区の除染を求めています。

現在、国は福島復興に向けた除染等を行っています。その理由は、「これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任」に過ぎません（除染特措法、福島復興再生特措法）。国はあくまで加害者ではなく、大規模自然災害に



「原発事故は国の責任」～最高裁を取り囲み人間の鎖
（OurPlanet-TV）より

よる被害者について特別にやっつけるといっただけなのです。遅々として進まない津島地区をはじめとする被災地の復興を進めさせるためには、国の加害責任を認めさせる必要があるのです。

また、津島地区住民の中には、「これは津島だけの問題ではない」と述べる方もいらっしゃいます。想定

外の自然現象による原発事故が起きた場合には、国に責任はないし、何十年もふるさとに帰らせてもらえない。それでもやむを得ないというのが今の日本の考え方です。私たちは、他の原発立地自治体で「二度目」が起こりかねないことを危惧しているのです。

私たちは、国の責任を問う法廷内でのたたかいを進めていくとともに、原発事故被害を二度と起こさないための法廷外のたたかひも続けていきます。ぜひともみなさまにも、「他人事」にしないで関心を持っていただき、支援をしていただければ幸いです。

（菊間）

2025年 謹賀新年

久しぶりの家族旅行

弁護士 坂田 洋介

昨年夏に、泊まりがけの家族旅行に行きました。コロナ禍前はよく家族と旅行に行っていました。コロナ禍後は自粛していました。

子どもたちも中学、高校と進学し、以前のように気軽に旅行に行けなくなってきました。「このままでは家族旅行に行けなくなるのではないか」と焦っていました。コロナ禍前からの定番であった長野の高原旅行に今回も行けました。

自宅とは異なる清らかな空気、近くに見える輝く星空、久しぶりの温泉、食べきれないビュッフェなど、家族と一緒に堪能しました。

今年は息子が高校三年生で大学受験のため泊まりがけの旅行は難しいですが、今後も可能な限り家族旅行に行きたいものです。



つながらない生活を！

弁護士 金井 知明

オーストラリアの議会で一六歳未満のSNSの利用を禁止する法案が可決されたそうです。昔は、テレビに生活が支配されていたといった問題がありました。すっかりスマホに取って代わられました。私も気付けば、片手はつり革、片手はスマホといった感じです。子どもにはあまり使うなど注意しているのに、説得力がありません。とりあえず、文庫本をカバンに入れておくようにしました。



今年は、つながらない時間を増やして、スマホに支配されないようにしたいと思います。今年もよろしくお願いします。

気が付けば十年が経ちました

弁護士 菊間 龍一

二〇一四年二月一八日に弁護士登録をしてから、気が付けば十年が経ちました。

この間、楽しいことも辛いことも本当に様々なことがありました。「飽きた」と思うことは一度もありませんでした。いまだに初めて取り組むことや新たに考えなければならぬことも多いです。また、同じ種類の事件であっても、それぞれ依頼者様の要望や、人間関係、事実関係など同じものはひとつとなく、ほとんどがオーダーメイドになるからでしょう。



新たな十年が始まります。今年もよろしくお願いします。

「被団協」にノーベル平和賞

事務局 岡田 幸代

日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞した。戦後八〇年もの間、被爆者の立場から核兵器廃絶を訴え続けてきた。他方、核禁止条約を批准しない日本政府。東日本大震災で被災した女川原発2号機を二三年ぶりに再稼働。石破首相は、持論の「核共有」は非核三原則に抵触しないと言う。

「国を守る」と言うのなら、まず日本の農業を守ることが重要だと思ふ。戦時下で食料の輸入を止められたら、核も武器も何の役にも立たない。気候変動も激しくなり、その対策も急務。平和を願う国民の声を真摯に受け止めてほしい。今年もよろしく願います。

成長の心得

事務局 竹澤美弥子

昨年は息子の高校受験を控え、波乱の幕開けとなった年でした。神経質になる息子とどう向き合いサポートできるのか悩みました。初めてのことと戸惑いばかりでしたが、桜の咲く時期、無事合格した時に喜び合った瞬間は今でも忘れられません。

二〇歳とされてきた成人年齢がおよそ一四〇年ぶりに変わり、二〇二三年四月から一八歳に引き下げられました。親元から巣立つのもあと数年なのだと思います。嬉しくもあり寂しくもあります。

山岳サイクリングに夢中で日々頼もしくなる息子の成長を見守りながら、私も試行錯誤しつつともに成長し、我が子が進ぶ道を応援できる母でありたい。今年もよろしく願います。



高尾登山

事務局 菊地 美保

昨年、高尾登山に挑戦しました。初心者におすすめるという1号路を登りました。舗装されていて登りやすいのですが、予想を上回る急勾配に息が上がりました。山頂で食べたおにぎりは最高でした。

世界各地の紛争のニュースを日常的に目にします。戦争をしない平和がどれほどの価値を持つのか、自然のなかであらためて考える機会になりました。今年もよろしく願います。

